

○交付公債ノ附属利札又ハ添付利札中時効
期間経過ノモノハ交付シナイ件

(昭和8年5月31日 蔵理第640号)
(大蔵省理財局長から 日本銀行営
業局長あて)

本年3月7日附営債第26号ヲ以テ御申越ニ係ル交付公債発行ノ場合之カ附属又ハ添付利札中既ニ時効期間ノ経過セルモノハ交付セサルコトトシ時効中断等ノ事由ニ依リ利子ノ支払ヲ要スルモノアルトキハ領収証書ト引換ニ之カ支払ヲ為スノ件右ハ御申越ノ通御取扱相成可然此段及回答候也

(照会内容)

交付公債ノ附属又ハ添付利札中既ニ時効期間経過セルモノニシテ時効中断等ノ事由ニヨリ支払ヲ要シタルモノ今日迄殆トナク全額国債規則第20条ニ依リ直ニ返還ヲ受クルノ実情ニ有之候ニ付今後発行交付スヘキ場合ニハ斯カル利札ハ交付セサルコトトシ万一時効中断等ニヨリ支払ヲ要スルモノアリタルトキハ領収証書ト引換ニ之カ支払ヲナスコトヲ得ハ事務取扱上ノ利便不尠候ニ付右何分ノ御詮議相煩度此段相伺候也